

## 公益財団法人日本盲導犬協会 倫理規程（行動規範）

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 公益財団法人日本盲導犬協会（以下「協会」という。）は、組織の使命として視覚障害者福祉へ貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 協会は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。また、社会一般からの理解を得るための努力を行い、市民社会の一員としての地位を獲得し、それを保持しなければならない。

（基本的人権の尊重）

第3条 協会は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第4条 協会は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程（行動規範）、その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益の禁止）

第5条 協会の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反の防止及び開示）

第6条 役職員は、その職務の執行に際し、協会と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示を行うとともに、協会が定める所定の手続に従わなければならない。

（情報開示及び説明責任）

第7条 協会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を開示し、支援者、賛助会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人の権利の尊重)

第8条 協会は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重に十分配慮しなければならない。

(リスク管理及び個人情報の保護)

第9条 協会は、協会を取り巻くリスクの範囲が広がり、先鋭化している現状に鑑み、リスク管理体制を構築するとともに、特定個人情報を含む個人情報の保護については、組織的な管理を徹底する。

(研 鑽)

第10条 役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第11条 協会は、必要あるときは、評議員会の決議に基づき倫理委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保するとともに、その遵守を実効あらしめるための公益通報者保護の制度を設ける。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2025年6月12日から施行する。